

旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員給与規程（平成16年旭医大達第155号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第8条 通勤手当は、1箇月以上の期間を定めて雇用された職員のうち、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車、原動機付の交通用具又は自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p>	<p>(略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第8条 通勤手当は、1箇月以上の期間を定めて雇用された職員のうち、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車、原動機付の交通用具又は自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p>

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 定期券の価額又は回数券等の平均1箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等額で最も経済的となる運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる職員の区分に応じて同表に定める額

職員の区分	手当月額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	<u>7,300円</u>
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	<u>10,400円</u>
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	<u>13,500円</u>
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	<u>16,600円</u>
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	<u>19,700円</u>

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 定期券の価額又は回数券等の平均1箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等額で最も経済的となる運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる職員の区分に応じて同表に定める額

職員の区分	手当月額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	<u>7,100円</u>
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	<u>10,000円</u>
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	<u>12,900円</u>
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	<u>15,800円</u>
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	<u>18,700円</u>

使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	<u>22,800円</u>
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	<u>25,900円</u>
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	<u>29,100円</u>
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	<u>32,300円</u>
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	<u>35,500円</u>
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	<u>38,700円</u>

(略)

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、雇用予定期間が引き続き6ヶ月以上におよぶ者（基準日において職員でなくなった者、医員、医員（研修医）及び研修医を除く。）に、予算の範囲内で支給することができる。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

期末手当在職期間別割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

附 則

使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	<u>21,600円</u>
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	<u>24,400円</u>
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	<u>26,200円</u>
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	<u>28,000円</u>
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	<u>29,800円</u>
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	<u>31,600円</u>

(略)

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、雇用予定期間が引き続き6ヶ月以上におよぶ者（基準日において職員でなくなった者、医員、医員（研修医）及び研修医を除く。）に、予算の範囲内で支給することができる。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

期末手当在職期間別割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

【改正理由】

国家公務員の給与改正に準拠するため、所要の改正を行うものである。